

総社市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第38号

総社市給水条例の一部を改正する条例

総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分担金等)</p> <p>第11条 市長は、給水装置の新設又は改造（メーター口径を増径する場合に限る。）工事申込者から次に掲げる区分による額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を分担金として徴収する。ただし、改造工事の場合における分担金の額は、新メーターの口径に係る額と旧メーターの口径に係る額の差額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、次に定める地域については、給水装置の新設工事の申込者から次の右欄に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の特別分担金を加算し徴収する。</p> <p>略</p> <p>3～5 略</p> <p>(水道事業の料金)</p> <p>第25条 水道事業の料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(分担金等)</p> <p>第11条 市長は、給水装置の新設又は改造（メーター口径を増径する場合に限る。）工事申込者から次に掲げる区分による額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を分担金として徴収する。ただし、改造工事の場合における分担金の額は、新メーターの口径に係る額と旧メーターの口径に係る額の差額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、次に定める地域については、給水装置の新設工事の申込者から次の右欄に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額の特別分担金を加算し徴収する。</p> <p>略</p> <p>3～5 略</p> <p>(水道事業の料金)</p> <p>第25条 水道事業の料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前														
<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 その他手数料は、申請書1件につき、次に掲げる金額を申請者から徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	種 別	金 額	指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	10,000 円	略		<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 その他手数料は、申請書1件につき、次に掲げる金額を申請者から徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	種 別	金 額	指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円	略	
種 別	金 額														
指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円														
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	10,000 円														
略															
種 別	金 額														
指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円														
略															

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の総社市給水条例第25条の規定は、令和元年10月以後の月分の水道事業の料金について適用し、同月前の月分の水道事業の料金については、なお従前の例による。